

第十四号議案

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部改正）

第一条 江戸川区立障害者就労支援センター条例（平成十七年三月江戸川区条例

第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（江戸川区立障害者施設条例の一部改正）

第二条 江戸川区立障害者施設条例（平成十九年十二月江戸川区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（江戸川区教育認定子ども利用者負担額を定める条例の一部改正）

第三条 江戸川区教育認定子ども利用者負担額を定める条例（平成二十七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改める。

（江戸川区保育認定子ども利用者負担額を定める条例の一部改正）

第四条 江戸川区保育認定子ども利用者負担額を定める条例（平成二十七年三月江戸川区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第三条第一項第一号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、同項第二号中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。

（江戸川区子ども・子育て応援会議条例の一部改正）

第五条 江戸川区子ども・子育て応援会議条例（令和二年三月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

第二条第一号中「第七十七条第一項各号」を「第七十二条第一項各号」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説明）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。